

令和3年度（2021年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

民 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和3年度（2021年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（10点）

詐害行為取消権とは何かを、具体例をあげながら、簡潔に説明しなさい。

問題2（15点）

Aは、 α 市内に多数の土地を所有していた。そのうちの甲土地については、1990年以降、月極駐車場としてAの子BがAに代わって占有管理して、賃料をとりたて、それを自己の生活費にあてていた。

1995年8月1日、Bが急死し、相続人であるBの子Cが甲土地の占有を承継した。Cは、甲土地の賃借人から賃料をとりたて、自己の生活費の一部にあてていた。

2013年、Aは心臓病をわずらい、その後遺症のため、独力での生活が困難となった。Aの長年の友人DがAの世話を担当し続けた。2019年4月1日、Aが死亡した。

2019年5月、Aの世話をしていたDは、Cに対して甲土地の明渡しを求めた。甲土地は、2016年8月1日に、AとDとの間の贈与契約によりDが取得し、同月10日付で、贈与を原因としてAからDへの移転登記がなされている。

CはBから、甲土地はAがBに贈与してくれたものだと思っていたが、AB間で贈与の事実はなかった。

2019年6月、Cは、Dに対し、甲土地の所有権移転登記手続を求めて、訴えを提起した。Cの請求は認められるかを検討しなさい（現在は、2020年8月である）。